

# (写)

## 平成 25 年度第 2 回新宿区特別職報酬等審議会議事録要旨

【日時】 平成 25 年 7 月 23 日 (火) 午後 1 時 00 分から

【会場】 区役所本庁舎 6 階 第 2 委員会室

(出席委員) 岩 田 栄美子 内 田 幸 次 大 崎 秀 夫  
大 室 新 吉 濱 田 一 成 林 直 樹  
宮 嶋 忍 六 田 文 秀 渡 辺 芳 子

(事務局) 総務部長 寺田 好孝 総務課長 木全 和人  
総務係長 和田 幸雄 総務係 原田 由紀

### 【会議概要】

#### 1 定足数確認 (総務課長)

「新宿区特別職報酬等審議会条例第 6 条」に定める定足数については、9 名の委員の出席により会議が成立する旨報告

#### 2 開会

#### 3 議事録署名委員の選出

渡辺委員、岩田委員の 2 名を選出

#### 4 事務局議事説明

資料について説明

- ・特別職報酬等について
- ・特別職退職手当の引下げについて

#### 5 質疑応答

##### 【特別職報酬等について】

(大崎委員) 議員に期末手当が支給されていることは知らなかった。議員に期末手当が支給されることは考え直した方が良い。以前、町会連合会の提案により、選挙管理委員の報酬が 23 区ではじめて月額から日額になった。本来は、こういったものを審議会に取り上げることが大事である。一般の区民の方は知らない人が多

いので、審議会では色々な意見を言って、皆に知ってもらい、意味のある場にしていただきたい。区長をはじめ職員は本当に頑張っていると思うが、議員に対しては厳しい視点をもっている。議員数が多いことや政務調査費の条例化などの問題をこれまで指摘してきたが、これからも区民である我々が指摘していくことが大事である。

(内田委員) 大崎委員の指摘はそのとおりだと思う。しかし、期末手当を新宿区だけでなくというわけにはいけない。23区全体とのかねあいも含めて考えなくてはいけない。ただし、議員も直すことは直すという姿勢を身に付けておくことはとても大事なことである。

(大崎委員) 23区全体のかねあいを考えていく必要はあるが、新宿区が問題を提起し、リーダーシップをとっていければ素晴らしいことである。期末手当をゼロにすることはすぐにはできないが、徐々に減らしていけば良いのではないかと。

(林委員) 新宿区の財政状況をみると基金を取り崩しており、安定とはいえないと思う。昨年の答申に基づいて今年の報酬等の額が下がったようだが、国の勧告を踏まえると、来年も額が下がると考えられる。国の勧告などを尊重する必要があるが、区長などの特別職の報酬等の額は安定的なものにする必要があると考えている。民間会社は営業活動の結果、利益によって給料が多くなる、少なくなるというのは社員として納得できるが、公的な仕事を行っている区長や副区長、職員などは、区民のために公共活動をしているのであって、高い目標をもって頑張っており、今後も高齢化でますます大変になってくる中で、利益追求の民間会社と同様に考えるべきではない。基本的には、報酬等の額はなるべくゆるやかに推移していくことが大事だと思う。

(濱田会長) いずれ、今年度も一般職員の給与改定の話が特別区人事委員会の勧告を経て出てくる。そして、一般職とのバランスを考え、特別職の報酬等の話が出てくる。それは、区長からの諮問という形で出てくるものであり、この審議会で議論することになると思う。

(渡辺委員) 事務局からの財政状況についての説明で、貯金である基金が減少してきているとのことだが、財政状況はどうなのか。貯金である基金と借金である区債のバランスなども考慮しているのか。

(宮嶋委員) 貯金が多く、借金が少ない方が一般的に良いと思うが、どうなのか。

(財政課長) 区の貯金である基金が多いのは良いことだが、多すぎるのは、区民の皆様からいただいた税金を適切に還元していないことになりかねない。また、借金である区債も少ない方が良いが、例えば、学校建設の際、多額な費用になるが、建

物は50年使用するので、建設時に全額負担するのではなく、受益者負担の観点から区債を発行し、後年度少しずつ負担する考え方がある。区の財政運営ではこうしたことも考慮するが、ご指摘のとおり、貯金が多く借金が少ない方がよいのは一般のご家庭と同様であり、現状23年度決算では、基金の方が区債よりも上回っていることから、今後とも、基金と区債のバランスに配慮しながら、健全な財政運営に努めたい。

(林委員) 審議会の中で期末手当をこうしたいなどの提案はできるのか。

(総務部長) 新宿区特別職報酬等審議会条例第2条で付議事項が定められており、区長は、区議会議員の議員報酬の額並びに区長及び副区長の給料の額に関する条例を議会に提出しようとするときは、あらかじめ当該議員報酬及び給料の額について審議会の意見を聴くものとするとして規定されている。審議会ですら優先して提案するというのは条例で想定されていない。

(林委員) 議員は一律に期末手当が出るのか。民間会社や区の一般職員は人事考課によって差が出るが、議員はどうなのか。

(総務課長) 一般職員とは異なり、議員は選挙によって区民から選ばれていることから、全員一律に支給されている。

(大崎委員) 議員は費用弁償を一日あたり2,500円支給されている。以前、報酬をもらって、費用弁償をもらうというのはおかしいと指摘し、額が減ったが、こういうことも皆さんに知っておいてもらいたいと思う。

(濱田会長) 費用弁償の性格は、かかった実費をみましょうというものである。例えば北海道議会議員が根室から札幌に移動するなど、広い地域での移動の場合、時間と費用がかかるので、面倒をみましょうというものである。ただ、新宿区だとすぐに行けるので問題となるが、本来の費用弁償の性格は実費弁償である。この問題については、今後、区長から諮問があれば審議会でも検討することになる。

#### 【退職手当の引下げについて】

(林委員) 私は、先ほど意見を言ったとおり、報酬等も含めていたずらに下げるのはあまり好ましくないと考えている。もし、審議会でも下げるのを見送るという意見を出したらどうなるのか。

(濱田会長) 最終的にどのように取り扱うかは、区長や条例を議決する区議会の判断となる。

(総務部長) 意見をうかがいたいというのは、他区や一般職員の退職手当の減額状況をふまえて、区長として減額したいと意向があるので、条例案を作成するにあたって適切な額か、削減率かを区民の代表である皆様の意見をうかがいたいということである。審議会の意見は尊重することになるが、審議会に発議したこと自体、

区長が減額をする意向をもっているということである。

(林委員) 区長が減額したいという意向なのか。

(総務部長) そのとおりである。

(内田委員) 私は、区長の意向もあるということなので、事務局の案に賛成したいと考えている。

(林委員) 事務局の案は、区長は10%減額、副区長等はそれ以下の%の減額となり、減る額も区長が一番多くなるが、なぜ一番重責を担っている区長の減額率が一番高いのか。

(総務課長) 参考にした一般職の退職手当の引下げ率が、職位によって異なるが、10%程度であり、今回の一般職の退職手当の引下げや過去の経緯などを踏まえ、区長として総合的に判断し、区長自ら率先して範を示すということもあり、10%の減額率となった。副区長などは、100分の10月単位での引き下げということもあり、このような下げ幅となった。

## 6 閉会

議事録署名委員

印

省略

議事録署名委員

印